

一般社団法人雅楽協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人雅楽協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、雅楽の伝統を維持しつつその普及と発展及び関係団体、個人の交流を図り、もって我が国の文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)雅楽の伝統を維持するために必要な事業
- (2)雅楽の普及、振興、発展に必要な事業
- (3)雅楽に関わる課題の解決に必要な事業
- (4)雅楽に関わる調査、研究
- (5)雅楽に関わる人材育成
- (6)法人の目的を達するために必要な政策提言
- (7)法人の目的を達するために必要な広報活動
(書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物等の発行事業を含む)
- (8)雅楽関係団体及びその他芸術文化団体との交流、提携
- (9)会員の親睦をはかるための事業
- (10)その他、この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1)運営会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人
 - (2)一般会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人
 - (3)サポート会員 この法人の目的に賛同し、事業を資金面で賛助する個人または団体
- 2 前項のうち、運営会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の運営会員になろうとする者は、運営会員2名以上の推薦を受け、理事会において定めるところにより入会申込書を提出し、申し込まなければならない。

2 この法人は、前項による申し込みを受けた場合、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 この法人の一般会員及びサポート会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書により、申し込まなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動において生じる費用に充てるため、運営会員及び一般会員は、会員になった時及び毎年、総会において定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 サポート会員は、賛助会費として、総会において定める額を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(会費免除)

第9条 運営会員は、老齢、病気その他の事由により、会費免除の恩典を受けることができる。

2 会費免除は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(退会)

第10条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第11条 会員が次の各号の一に該当したときは、総会において、運営会員の半数以上が出席し、総運営会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、その会員を懲戒することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して懲戒する旨の通知をなし、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この法人の定款その他の規程及び規則、又は会員としての義務に違反したとき。

(2)第8条の支払義務を履行しなかったとき。

(3)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(4)会員としての体面を汚損し、又は雅楽界の伝統秩序を乱す行為があったとき。

(5)その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 懲戒は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により行う。

(1)戒告

(2)定款その他の規定により会員に与えられた権利の停止

(3)除名

3 前2項により懲戒が決議されたときは、その会員に対し、書面によりその内容及び理由を通知するとともに、所要の事項を公示するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき。
- (2)死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3)除名されたとき。
- (4)総運営会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができないものとする。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、運営会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項を決議する。

- (1)役員を選任及び解任
- (2)定款の変更
- (3)貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録、並びにこれらの付屬明細書の承認
- (4)入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (5)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)会員の除名
- (8)合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9)理事会において総会に付議した事項
- (10)前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、総会においては、その招集通知の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第17条 定時総会は、毎事業年度終了後原則として3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事会が必要と認めたとき。

(2)総運営会員の議決権の10分の1以上を有する運営会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

第18条 総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。ただし、すべての運営会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規程による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 定時総会の議長は、代表理事とし、臨時総会の議長は、会議のつど出席した運営会員の互選で定める。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、運営会員1名につき1個とする。

(定足数)

第21条 総会は、運営会員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に定めるものを除き、運営会員の3分の1以上が出席し、出席した運営会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第23条 総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、あるいは他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規程の適用については、その運営会員は出席したものとみなす。

3 理事又は運営会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、運営会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が運営会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、運営会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名をしなければならない。

第5章 役員等

(役員を設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を副代表理事とすることができる。

3 代表理事以外の理事のうち、若干名を業務執行理事とすることができる。

4 第2項の代表理事をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議において各々選任する。

2 代表理事、副代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選任する。

3 監事は、この法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐する。また、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、必要に応じてその職務を代行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし再任を妨げない。

3 補充又は増員により選任された役員任期は前任者又は現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。

(解任)

第31条 役員は、総会の決議において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総運営会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、代表理事及び業務執行理事並びに監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3)この法人がその理事の債務を保証すること、又はその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第34条 この法人は、役員の方法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問、相談役及び参事)

第35条 この法人に、任意の機関として、顧問、相談役及び参事を必要に応じて若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参事は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問、相談役及び参事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び相談役の職務)

第36条 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応え、理事会に対し、意見を述べることができる。

(参事の職務)

第37条 参事は理事の職務を補佐する。

2 参事は、理事会が必要とする場合は、理事会に出席して、参考意見を述べるができる。

第6章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2)規程、規則及び細則等の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)会員の入会及び退会に関する事項
- (4)運営会員の会費免除の決定
- (5)この法人の業務執行の決定
- (6)代表理事、副代表理事の選定及び解職
- (7)理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
- (6)第34条の責任の免除

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合及びその他法令で定める場合に開催する。

- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2)代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3)前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4)監事が必要であると認めるときに、監事から代表理事に招集の請求があったとき。

(招集)

第41条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事現在数のうち、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第46条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規程は、第28条第4項の規程による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び出席した監事は、これに署名しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第48条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 基金の返還の手続については、総会の決議に基づき法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までの年一期とする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更するときも、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)財産目録

(6)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置き、それぞれ一般の閲覧に供するとともに、定款及び運営会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金)

第52条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、特に定めるもののほか、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上多数の議決により変更することができる。

(解散)

第54条 この法人は、法令に規定する事由によるほか、総運営会員の半数以上であって、総運営会員の議決権の3分の2以上の多数の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第56条 この法人には、この法人の事業の円滑な運営に資するため、理事会の決議により、必要に応じて若干数の委員会を設けることができる。

2 委員会は、理事会の指揮監督下にあつて、この法人の事業を推進するものとし、法定の機関の権限を制約等しないものとする。

3 委員会に関する事項は、この定款のほか、理事会において別に定める。

第11章 事務局

(設置)

第57条 この法人の事務を処理するため、この法人の主たる事務所に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要に応じて所要の職員を置く。

3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は代表理事が任免する。

5 事務局長及び職員は、有給とする。

6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

(1)定款、規程、規則、及び細則

(2)会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3)理事、監事及び職員の名簿並びに経歴書

(4)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5)定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類

(6)財産目録

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)事業報告書

(9)前号の監査報告書

(10)その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 公告の方法及び個人情報の保護

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(情報の公開)

第60条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を法令に則り公開するものとする。

(個人情報の保護)

第61条 この法人は、業務の遂行において取得した個人情報の保護に万全を期すものとする。

第13章 補足

(規程、規則及び細則)

第62条 この定款に定めのない事項及びこの定款を施行するために必要な規程、規則及び細則は理事会がこれを定める。

2 前項の規定にかかわらず、定款に総会で承認するべきものとしている事項については、総会の承認を得なければならない。

第14章 附則

(最初の事業年度)

第63条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から2024年3月31日までとする。